

7月のお知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

01

マイナンバーカードで最大2万円分のポイントをもらおう



- ① マイナンバーカードを新規に取得した人に最大5,000円分(購入金額の25%)のポイント
※過去にマイナンバーカードを取得していたが、5,000円分のポイント未取得の人も対象です。
- ② 健康保険証としての利用申し込みをした人に7,500円分のポイント
- ③ 公金受取口座の登録をした人に7,500円分のポイント

自分の端末がなくても、マイナポイントの手続きができます

- マイナポイント手続きスポット
市内の郵便局や携帯電話ショップ、一部のコンビニなど
- マイナポイント手続き支援窓口
(市役所本庁1階)
土・日曜日、祝日を除く令和5年2月28日までの9時～17時



↑スポット検索サイト

☎ マイナンバー総合フリーダイヤル(☎ 0120-95-0178)
※マイナポイントの相談は音声ガイダンスに沿って「5番」を選択してください。
市支援窓口(☎ 0848-67-6087)

☎ 令和4年9月30日までにマイナンバーカードを申請した人

※マイナポイントの予約・申し込みにはマイナンバーカードの受け取りが必要です。



←マイナンバーカード総合サイト

☎ マイナポイントアプリ、またはマイナポイント予約・申し込みサイトから
※詳しくは総務省マイナポイント事業専用☎で確認してください。



←マイナポイント事業専用☎

03

子育て世帯に生活支援特別給付金を支給

コロナ禍での物価高騰などに直面する次のいずれかにあてはまる子育て世帯に、対象児童1人につき5万円の給付金を支給します。

☎【ひとり親世帯】

- 令和4年4月分の児童扶養手当を受給している人(申請不要)
- 公的年金を受給しているため、令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない人(要申請)
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同水準となっている人(要申請)

☎【ひとり親世帯以外】

- 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給し、令和4年度の市民税が非課税である人(申請不要)
※公務員は申請が必要な場合があります。
- 対象児童の養育者で、令和4年度の市民税が非課税である人(要申請)
- 対象児童の養育者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が令和4年度の市民税が非課税である人と同じ水準になっている人(要申請)

☎【対象児童】

①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(一定以上の障害がある人は20歳未満)

②令和4年4月1日～令和5年2月28日に生まれた児童

☎ 令和5年2月28日(火)までに子育て支援課(☎ 0848-67-6045

☎ 0848-64-2130)または各支所地域振興課へ

02

保険税(料)の減免を行います

☎【対象の税(料)】国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

☎【免除】新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人

☎【減額】次の①～③の全てに当てはまる人

①令和4年の主たる生計維持者の事業収入または給与収入などが対前年比で70%以下になる見込みである

②令和3年の合計所得金額が1,000万円以下である

③減少が見込まれる収入を除く、前年の所得の合計額が400万円以下である

※②の要件は、介護保険料の減額には適用されません。

☎ 減免申請書、収入状況等申告書、本人確認ができる物、令和4年1月から直近月までの収入が確認できる物など

☎ 市民税課(☎ 0848-67-6030)



↑市HP

04

国民健康保険に加入している皆さんへ

新しい保険証 (兼高齢受給者証)が 届きます

7月31日(日)までに、新しい保険証(水色)が普通郵便で届きます。8月1日から使用してください。70歳以上の人には、高齢受給者証と保険証が一体となった保険証兼高齢受給者証が届きます。

認定証の申請・更新

現在交付している限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日(日)までです。新しい認定証が必要な人は、8月以降に保険医療課または各支所で手続きしてください。

用 保険証・マイナンバーが確認できる物

※限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分が「区分Ⅱ」「オ」の人で、認定後の1年間で通算90日を超えて入院した場合は、入院期間が分かる物(領収書・入院証明書など)を持参してください。

※その他の制度など詳しくは市**HP**で確認してください。



↑市**HP**

令和4年度の国保税率・課税限度額

令和4年度の国保税率と課税限度額は表1のとおりです。県が示す標準保険税率を参考に、毎年見直しを行います。

表1 令和4年度の国保税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者 支援分	介護分 40歳～64歳の人
①所得割[前年中の所得に応じて計算]	6.50%	2.31%	1.81%
②均等割額[加入者1人あたり]	26,580円	9,270円	9,280円
③平等割額[1世帯あたり]	17,972円	6,459円	4,544円
課税限度額	650,000円	200,000円	170,000円

※①～③の合計額が、年間の国保税額となります。

※課税限度額とは税額の上限のことです。

●世帯主に納税通知書が 届きます

7月中旬、世帯主に納税通知書が届きます。世帯に国保加入者がいれば、納税義務者は世帯主となります。納税通知書が届かない場合は市民税課に問い合わせてください。第1期の納期限は8月1日(月)です。

納付は口座振替で

市では国保税などの市税を口座振替で納付することを勧めています。希望する人は市内の金融機関で手続きしてください。

用 通帳、金融機関届出印、納税通知書

※口座振替をする税目の指定はできません。

※新たに口座振替を登録した人を対象に、広島県産品などが当たるキャンペーンを実施しています。詳しくは市**HP**で確認してください。



↑市**HP**

年金からの天引き(特別徴収)

国保加入者が全員65歳から74歳の世帯は、国保税が世帯主の年金から6回に分けて天引きされますが、天引きできない場合は納付書または口座振替での納付になります。

国保税の軽減制度

次の人は一定期間、税額が減額され、医療費の負担限度額が下がる場合があります。

用 失業時の年齢が65歳未満で、交付された雇用保険受給資格者証の離職理由欄に「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかが記載されている人

用 雇用保険受給資格者証・保険証・対象者のマイナンバーが確認できる物を持って市民税課へ

国保税の減免制度

次の人は、国保税が減免されることがあります。

用 疾病や事業の廃止による離職などで国保税の納付が困難な人、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入などが前年に比べて著しく減少した人

※詳しくは市民税課へ問い合わせてください。

納付が困難なときは相談を

著しく収入が減少するなど、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、滞納したままにせず早めに税制収納課へ相談してください。

05 後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ

令和4年度は、保険証(橙色)が2回送付されます。保険証の有効期限に注意してください。

新しい保険証が届きます

高齢者医療制度を持続可能なものとするため、令和4年10月から窓口負担割合に「2割」が追加されます。このため、全ての後期高齢者医療被保険者へ保険証を2回交付します。

【1回目】「1割」または「3割」のいずれかの保険証が7月下旬に届きます。(保険証の有効期限: 令和4年8月1日～令和4年9月30日)

【2回目】「1割」、「2割」、「3割」のいずれかの保険証が9月下旬に届きます。(保険証の有効期限: 令和4年10月1日～令和5年7月31日)

※2割負担になる人

世帯内の被保険者に市民税の課税所得が28万円以上の人がある世帯で、「年金収入+合計所得金額」が単身世帯で200万円以上、複数世帯で320万円以上の人。

窓口の負担割合が3割となる現役並み所得者は対象外。

認定証の申請・更新

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関へ提示すると、窓口での負担が限度額までになります。

【申請方法】保険証と本人確認書類を持って保険医療課または各支所へ

※詳しくは保険証と一緒に送付するお知らせで確認してください。

※過去に申請をしていて8月からも対象となる人には認定証を保険証に同封して送付します。令和4年度は保険証を2回交付しますが、認定証は1回目の交付で1年間有効のものを送付するため、2回目の交付では同封されません。

令和4年度の保険料

年間保険料は均等割額と所得割額の合計額です(表1)。年間保険料の限度額は66万円です。

表1 令和4年度の年間保険料の算出方法

均等割額 45,840円	+	所得割額 (所得割率(8.67%)×基礎控除後の総所得金額など)	=	年間保険料 (限度額66万円)
-----------------	---	-------------------------------------	---	--------------------

表2 均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額	軽減後の均等割額	
43万円以下	7割軽減	13,752円/年
43万円+(28万5千円×世帯内の被保険者数)以下の場合	5割軽減	22,920円/年
43万円+(52万円×世帯内の被保険者数)以下の場合	2割軽減	36,672円/年

※1 世帯に年金所得者などが2人以上いる場合は、「10万円×(年金所得者などの人数-1)」を加算した額が上限となります。

※2 健保組合(国保・国保組合を除く)などの被扶養者の人が後期高齢者医療保険に加入した場合、2年を経過する月までは均等割額が5割軽減されます。ただし、表2に該当する人は、軽減割合の高い方が優先されます。

●保険料の納付

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。納付は原則、年金からの天引きです。天引きできない場合は、納付書か口座振替での納付になります。年金からの天引きの人でも口座振替での納付に変更できます。税制収納課へ相談してください。

納付が困難な人へ

著しく収入が減少するなど、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、滞納したままにせず早めに税制収納課へ相談してください。

不審な電話に注意を

電話で市の職員を名乗り「医療費の還付金がある」などと言って、銀行や郵便局のATMに誘導し、お金を振り込ませる詐欺が多発しています。還付手続きでATMの操作をお願いすることは絶対にありません。十分に注意してください。

問 国民健康保険について:保険医療課(TEL 0848-67-6050) 後期高齢者医療について:保険医療課(TEL 0848-67-6056)
保険税(料)について:市民税課(TEL 0848-67-6030) 納付について:税制収納課(TEL 0848-67-6035)
口座振替について:税制収納課(TEL 0848-67-6034)

市の財政状況をお知らせします

令和3年度一般会計(令和4年3月31日現在)

財 政 課
 (TEL) 0848-67-6028
 (FAX) 0848-67-6199

予算の状況

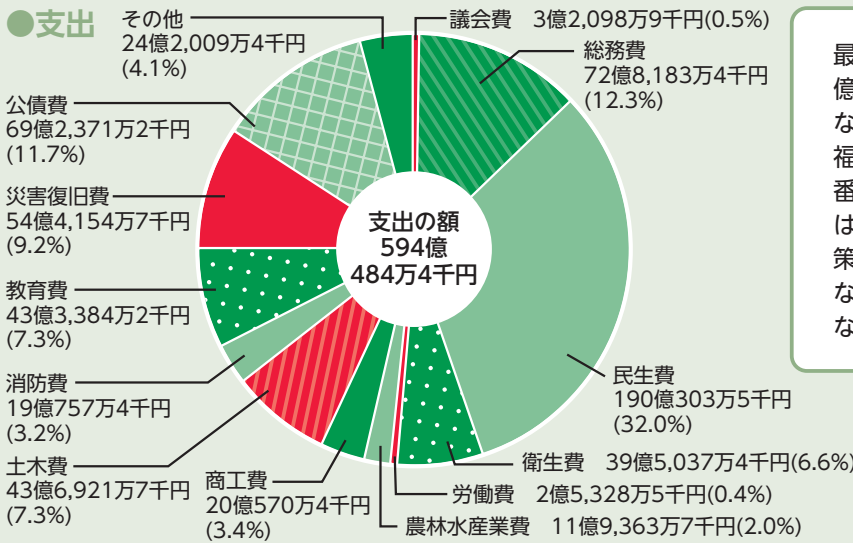
令和3年度当初の一般会計予算額は474億2,000万円でしたが、新型コロナウイルス感染症の対策などによる補正予算の増額や令和2年度からの繰越額によって、3月末時点の予算額は594億484万4千円になりました。

●収入

主な市税収入は、市民税(約50.9億円)、固定資産税(約69.6億円)、都市計画税(約7.6億円)です。

予算額(A)	うち市税収入	
	金額(B)	割合(B/A)
594億484万4千円	137億8,628万2千円	23.2%

●支出



最も大きな支出は、民生費(約190.0億円)じゃ。保育所や放課後児童クラブなどの子育て支援、高齢者や障害者の福祉サービスなどに使われているぞ。2番目に大きな支出の総務費(72.8億円)は、新型コロナウイルス感染症への対策や、ケーブルテレビなどの通信機器の更新などに使われているぞ。



市債(借入金)と基金(預貯金)の状況

市債のうち、臨時財政対策債(約180億円)は返済額の100%を国が負担します。

また、全体として返済額(約621億円)の約7割(約434億円)を国が負担します。

市債現在高	基金現在高
621億1,874万8千円	142億4,929万7千円

1世帯あたりに換算すると…

市債現在高は 144万7,214円	基金現在高は 33万1,973円
----------------------	---------------------

※令和4年3月31日現在の市の世帯数42,923世帯から算出しています。

詳しい財政状況は、市HP、情報公開コーナー(市役所本庁4階)で公開しています。次回は、11月ごろに決算の状況についてお知らせします。

市が保有する財産の現在高(財産区を除く)

財産	現在高	
土地(地積)	8,302,061.83㎡	
建物(延床面積)	473,787.30㎡	
基金	一般会計	142億4,929万7千円
	特別会計	18億9,770万円
有価証券	29億985万円	
出資金	1億8,390万2千円	
貸付金	2億3,628万1千円	

水道事業の経営状況

令和3年度の経営状況は、収益30億28万円、費用25億3,887万2千円で差し引き4億6,140万8千円の利益が生まれました。この利益は、建設改良工事や企業債償還などの財源として使用します。

下水道事業の経営状況

令和3年度の経営状況は、収益32億1,849万8千円、費用29億3,368万8千円で差し引き2億8,481万円の利益が生まれました。この利益は、建設改良工事や企業債償還などの財源として使用します。